

令和 8 年度文学の国いわて推進事業実施業務

業務仕様書

令和 8 年 4 月
岩 手 県

この「業務仕様書」は、岩手県（以下「県」という。）が実施する「令和8年度文学の国いわて推進事業」（以下「本業務」という。）に係る委託候補者の選定に関して、県が、契約する事業者（以下「受託者」という。）に要求する本業務の概要及び仕様を明らかにし、企画コンペに参加しようとする者の提案に具体的な指針を示すものである。

1 業務概要

(1) 目的

本県は石川啄木や宮沢賢治をはじめ、多くの優れた作家を輩出しており、近年においても、沼田真佑氏、若竹千佐子氏の芥川賞受賞や、くどうれいん氏及び小砂川チト氏の芥川賞候補選出など、その文学的土壌の豊かさは今なお受け継がれており、「文学の国いわて」と呼ぶにふさわしい地域文化を形成している。

また、本県高校生が全国高等学校文芸コンクールで毎年上位入賞を果たすなど、才能豊かな若い人材が全国を舞台に活躍している。

こうした状況を踏まえ、県民の文学に対する関心や創作活動への意欲を高めるなど、本県における文芸活動の振興を図ること。

(2) 事業内容

ア 「文学の国いわて2026」講演会の実施

文学に親しむ機会を提供するため、本県ゆかりの作家など著名な作家や作品づくりなどに関わる方々から直接話を聞く機会を設けようとするもの。

イ 若者が文学への関心を高める企画の実施

次代を担う人材の育成を図る機会を設けようとするもの。

ウ 附帯事務

ア及びイに係る参加者の募集、会場の運営管理一切ほか。

エ その他（自由提案：任意）

上記各項に加え、本県における文芸活動の振興を図る上で、効果的と考えられる企画

(3) その他

上記概要は、現時点において想定しているものであり、詳細については、委託候補者決定後に検討・協議して定める。

2 仕様等

(1) 「文学の国いわて2026」講演会の実施

ア 回数

1回

イ 時期

令和8年8月～令和9年2月

ウ 会場

- ・ 県内とすること。
- ・ 内容や講演者等にふさわしい規模及び設備を有する施設並びに機材を確保すること。
- ・ 会場使用に係る経費は受託者において負担すること。

エ 内容

① 第1部 本県ゆかりの作家など著名な作家による講演の実施

- ・ 本県ゆかりの作家など著名な作家とは以下のいずれかを満たす者であること。
 - 本県出身又は在住であること。
 - 本県に関連するテーマの作品を執筆した経験を有すること。
 - その他本県とのゆかりを有すること（本県を訪れたことのある作家や本県に関心

のある作家、本県の施策の参考となる作品を執筆されている作家など、本県とのゆかりは広く捉えて構わないこと。)

- ・ 作家については、著名な文学賞などを受賞した経験を有する者とする。
- ・ テーマについては、作家の経歴及び本県における文芸活動の振興を図る観点から、ふさわしいものを設定すること。
- ・ 実施方法については、講演を基本とするが、聞き手を立てた対談形式も可とすること。

② 第2部 クロストーク等の実施

- ・ 本の魅力や作品から読み解く楽しさなどを伝えるため、作家や作品づくりに関わっている方（脚本家、書評家、編集者など）などによるトークを設けること。
- ・ 第1部に出演した作家が引き続き第2部のクロストーク等に出演することも可とすること。
- ・ また、上に記載する登壇者は例示であり、登壇者の構成については、テーマにふさわしい方を選定し、提案すること。

(2) 若者が文学への関心を高める企画の実施

ア 回数

オンライン形式により2回実施すること。

イ 時期

令和8年7月～令和9年2月

ウ 開催方法等

- ・ 高校文芸部のほか、文学に興味・関心のある高校生や大学生など若い世代を対象に実施することとし、遠隔地の学生等も参加できるようオンライン形式により開催すること。

なお、開催方法については、集合形式及びオンライン形式によるハイブリット型での実施も可とするものであること。

- ・ 実施内容などにふさわしい設備を有する施設及び機材等を確保すること。

エ 内容

- ・ 県内高校生等若者を募集・確保し、本県ゆかりの作家や編集者との交流を行うこと。
- ・ 県内高校生等若者とは、文芸部等に所属するなど執筆活動に取り組む学生のほか、執筆活動に関心のある高校生や大学生など若い世代を指すものであること。
- ・ 本県ゆかりの作家等とは以下のいずれかを満たす者であること。
 - 本県出身又は在住であること。
 - 本県に関連するテーマの作品を執筆した経験を有すること。
 - その他本県とのゆかりを有すること（本県を訪れたことのある作家や本県に関心のある作家、本県の施策の参考となる作品を執筆されている作家など、本県とのゆかりは広く捉えて構わないこと。）
- ・ 講師については、2回のうち、1回は作家と編集者による講座を想定しており、講師の助言等にあたってはオンラインでの出席も可とすること。
- ・ なお、学校等が参加しやすいよう平日の開催も検討すること。
- ・ 交流内容については、若者の文学に対する関心や創作活動への意欲を高めるものとする（例：ミニ講演会、座談会、執筆指導、作品批評・指導 など）。

[実施の想定]

- 第1回 執筆の基本を学ぶ講義等、執筆における参加者の疑問の解消につながる交流会としての実施を想定（執筆に興味のある若年層が広く参加できる内容とする）
- 第2回 課題添削・講評・参加者と講師による質疑応答・意見交換等を想定

(3) 附帯事務

- ・ 各種媒体を活用するなどして、(1)及び(2)の参加者の募集を行うこと。
- ・ 媒体等については、講演会等の開催を周知する上で効果的なものを提案すること。
- ・ 会場の運営管理一切（音響、照明、司会、進行、参集者案内、安全管理等）を行うこと。
- ・ (1)及び(2)の参加者用のリーフレット（任意様式）を作成し、当日配布するほか、必要に応じて案内板等を製作・設置すること。
- ・ (1)及び(2)の参加者へのアンケートを実施するとともに、当該結果についてクロス集計等による分析を行うこと。

(4) その他（自由提案；任意）

上記各項に加え、本県における文芸活動の振興を図る上で、効果的と考えられる企画を実施すること。

3 契約に関する条件等

(1) 再委託等の制限

- ・ 受託者は、本業務の全部又は本業務の企画若しくは制作等のうち監理業務部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- ・ 受託者は、本業務の一部を第三者に委託することができる。その際は、事前に県に対して書面で再委託の内容、再委託先（商号又は名称）、その他再委託先に対する管理方法等、必要事項を報告しなければならない。

(2) 再委託の相手方

受託者は、(1)により本業務の一部を第三者に委託する場合は、その相手方を、岩手県内に主たる営業所を有する者の中から選定するように努めなければならない。

(3) 業務履行に係る関係人に関する措置要求

- ・ 県は、本業務の履行につき著しく不相当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- ・ 県は、(1)により受託者から委託を受けた者で本業務の履行につき著しく不相当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- ・ 受託者は、上記による請求があったときは、当該請求に係る事項への対応について決定し、その結果を、請求を受けた日から10日以内に、県に対して書面により通知しなければならない。

(4) 権利の帰属等

本業務の実施により制作された成果物及び資料又はその利用に関する著作権、所有権等に関しては、原則として委託料の支払いの完了をもって受託者から県に移転するものとする。その詳細については、県及び受託者間で協議の上、別途契約書により定める。

(5) 機密の保持

受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者に開示、漏えいしてはならない。契約終了後も同様とする。

(6) 個人情報の保護

受託者は、この契約による事務の処理又は事業の遂行をするための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(7) その他

この仕様書に記載のない事項については、県と協議の上、取扱い等を決定し、業務を遂行すること。